

## 令和6年第10回清瀬市教育委員会定例会会議録

令和6年第10回清瀬市教育委員会定例会が令和6年10月30日（水）午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 令和6年10月30日（水）午前9時30分
- 2 場 所 市民協働ルーム（オンライン）
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂 田 篤（教育長）  
宮 川 保 之（教育長職務代理者）  
尾 崎 啓 子（委員）  
鈴 木 美 紀（委員）  
中 村 清 人（委員）
- 5 事務局 南 澤 志 公（教育部長）  
大 島 伸 二（教育部参事兼教育指導課長）  
大 野 英 武（教育企画課長）  
宮 本 央 子（教育企画課学務担当課長）  
宮 野 将 史（教育指導課教育支援担当課長兼統括指導主事）  
山 田 能 久（生涯学習スポーツ課長）  
山 口 由 希（図書館長）  
古 川 百 香（生涯学習スポーツ課副参事）  
久 保 淳（指導主事）  
横 井 路 彦（指導主事）
- 6 書 記 若 野 俊 佑（教育企画課主事）

## 令和6年第10回清瀬市教育委員会定例会

令和6年10月30日（水）  
市民協働ルーム（オンライン）

### 定例会

日程第1	会議録署名委員の指名（宮川委員）		
日程第2	教育長報告		
日程第3	教育委員報告		
日程第4	議案事項 19	清瀬市立学校施設のスポーツ開放及び遊び場開放に関する規則の一部改正について	生涯学習スポーツ課副参事
日程第5	報告事項 1	令和6年度重点事業個票中間報告について	教育企画課長
日程第6	報告事項 2	令和6年度学力調査結果概要について	指導主事
日程第7	報告事項 3	清瀬市児童センター条例の一部を改正する条例について	生涯学習スポーツ課長
日程第8	報告事項 4	清瀬市学童クラブ条例の一部を改正する条例について	生涯学習スポーツ課長

その他

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言

日程第 1 会議録署名委員の指名（宮川委員）

宮川委員を指名

日程第 2 教育長報告

坂田教育長 ビブリオフォーラム、運動会3校、合唱コンクール4校を視察した。時間が限られている為、説明は割愛する。詳しくはマガジンにまとめているため、時間があるときにご一読いただきたい。

日程第 3 教育委員報告

鈴木委員 子ども子育て会議に参加した。会議ではこども計画の策定にあたり、当事者の意見をどのように取り込んでいくかが話し合われている。現段階での案では、保育園児から29歳までの市内在住の方を対象に、清瀬市に対する気持ちを問うアンケートを実施する予定だ。小・中学生については、一人一台端末を活用、保育園については保護者を通じて実施する方向だ。

宮川職務代理 子供の意見を聞くのは非常に重要なことである。  
授業公開講座や4校の運動会を拝見し、教育活動の現状を踏まえた成果や課題を共有する場が必要だと感じた。

また、9月13日に大阪府で開催された「令和6年度市町村教育委員会研究協議会（文部科学省主催）」に参加した。本市の教育委員会が有意義かつ活発な議論が行われていることを改めて感じる事ができた。

ビブリオフォーラム（書評発表会）や図書館を使った調べる学習コンクールについて、子どもたちのアウトプットする資質を高める上で有効な取り組みになっていると感じた。

鈴木委員 ビブリオフォーラムについて、子供たちの発表を録画してほしい。

大島教育部参事 録画については場所の制約はあるが、いただいたご意見を参考に検討する。

宮川職務代理 ビブリオフォーラムに参加した11人の児童・生徒の書評については評価をすべき。要望として、登壇した子供同士が意見交換できる場があるとよいと思う。

大島教育部参事 子供たちを集めて交流会を実施する予定である。日程等については学校と調整する。

日程第 4 議案第19号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部改正について

古川生涯学習  
スポーツ課副  
参事 今回の規則改正の理由として、市民が学習・文化・スポーツ等の活動  
の場として、学校教育上支障のない範囲で清瀬市立小・中学校の施設を  
使用できるようにすることを目的に定めた「清瀬市立学校の施設の使用  
に関する条例（令和6年清瀬市条例第3号）」が令和7年3月1日より施  
行される予定であり、当該条例の施行及び公共施設予約システムが入れ  
替えとなることに伴い、運用の変更及び使用料減免について規定するた  
め当該規則の一部を改正する。

宮川職務代理  
坂田教育長 第1条の文言が分かりにくい。検討できないか。  
他に議案第19号について意見はないか。表現について、改めて所管  
課で検討した上で、本件は承認とする。

日程第 5 報告事項1 令和6年度重点事業個票中間報告について

中村委員 小中連携教育について、中間報告に記載がない学校があるが、学校ご  
とに連携が希薄な学校もあるのか。

大島教育部参  
事 今回は、特徴的な取組のみを掲載しており、全ての中学校区で様々な  
取組が進められている。  
学校には、その各校の取組をHPで積極的に広報するよう指示してい  
る。

宮川職務代理 ネクストGIGAの整備が共同調達によると聞いた。活用できる補助  
金等についてはどのようになっているか。

宮本学務担当  
課長 都で設置した基金から、児童生徒プラス予備端末の調達にかかる費用  
の3分の2を受けられる。その他、教育長会等で要望している。

尾崎委員 食育について、豊かな心は食育の結果として育まれるとまとめたほう  
がよいのではないか。

中村委員 食育についてよい取組として、今後も継続してほしい。

日程第 6 報告事項2 令和6年度学力調査結果概要について

宮川職務代理 各校にはSP票が送られているはずだ。それについて事務局としてど  
のように分析しているか、今後教えてほしい。

日程第 7 報告事項3 清瀬市児童センター条例の一部を改正する条例について

山田生涯学習  
スポーツ課長 当該条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規  
定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊び場を与え  
て、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童  
福祉施設である児童センター等の設置、管理及び運営について必要な事  
項を定めることを目的としている。  
令和8年2月に開設を予定している清瀬市立南部児童館について、そ  
の設置目的や運営に必要な事項の新設、指定管理者制度の導入に伴い必  
要な改正を行い、その他、文言を整理するために、当該条例の一部を改  
正する。

改正内容として、今回の改正では、第1条から第4条、第6条から第8条、第13条から第16条及び第19条において、南部児童館の名称及び位置等を追記した。

日程第 8 報告事項4 清瀬市学童クラブ条例の一部を改正する条例について

山田生涯学習スポーツ課長 当該条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の規定に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため清瀬市立学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）を設置し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図ることを目的としている。

現在、芝山小学校においては余裕教室等を活用し、芝山小第1学童クラブ、芝山小第2学童クラブ及び芝山小第3学童クラブを運営している。しかし、今後の児童数の増加に伴い、学校内の普通教室の確保が難しくなる見込みであり、芝山小第1学童クラブ、芝山小第2学童クラブ及び芝山小第3学童クラブを校舎外へ移設する必要が生じ、現在よりも広い育成室面積を確保できることから、令和7年4月1日より芝山小学童クラブの定員数を拡大するために、当該条例を一部改正した。

改正内容として、芝山小学校内余裕教室での学童クラブ運営に関して、現在の定員数は、芝山小第1学童クラブ40名、芝山小第2学童クラブ35名、芝山小第3学童クラブ30名となっている。

当該学童クラブを校舎外に移設をすることにより、施設規模が大きくなることから、今回の改正では定員数を芝山小第1学童クラブ40名、芝山小第2学童クラブ40名、芝山小第3学童クラブ40名へ拡充した。

中村委員 幼稚園で預かり保育の需要が増えていることから学童クラブも同様と考える。学童クラブに通う年齢の割合、希望者数について教えてほしい。

山田生涯学習スポーツ課長 令和6年4月1日を基準日として、全体で入所者827名、保留者77名となっている。

利用している児童の学年別の割合は、1年生30%前後、2年生30%前後、3年生25%前後、4年生以上が数パーセントである。

また、保留者の多くは4年生以上である。まなべや児童館の利用を案内している。

閉会

坂田教育長が閉会を宣言

閉会 午前10時30分  
令和6年10月30日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教 育 長

教 育 委 員